

令和2年度群馬県立点字図書館事業計画書

1 基本方針

- (1) 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団と公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会は、第四期指定管理者として共同で管理運営を行い、視覚障害者の要望等を反映させながら、視覚障害者の「読書権」と「知る権利」の保障に取り組む。
- (2) 視覚障害者の自立及び社会参加の支援の基となる点字図書や音訳図書の製作と、これに対応する奉仕員の養成に努め、蔵書数の拡大を目指す。
- (3) インターネットやパソコン等の情報機器等を利用して視覚障害者が自宅に居ながらにして図書を自由に利用できるよう、晴眼者と同様の読書環境の提供に努める。
- (4) 当館の利用促進のため、デイジー図書（CD図書）への移行を促進し、また未登録者への情報提供と登録者拡大のため、関係機関と協力し広報及び啓蒙活動を強化する。
- (5) 指定管理者制度第四期の4年目に当たり、今まで以上の効率化と経費節減に努め、指定管理計画に基づいた安定した事業継続と健全な運営を行う。

2 実施事業の概要

- (1) 点字刊行物及び視覚障害者用録音物の製作・収集及び提供
 - ①点字図書・録音図書（テープ・デイジー・シネマデイジー・テキストデイジー）の計画的な製作・収集、貸出
 - ②プライベートサービスの実施
 - ③複製サービスの実施
 - ④関係機関・団体からの依頼による製作等
- (2) 群馬県等からの委託事業
 - ①声の広報「県からのたより」－県広報課
 - ②選挙公報の製作
- (3) 点字奉仕員及び音訳奉仕員の養成ならびに指導育成
 - ①奉仕員（点訳、音訳）養成講座の開催
 - ②奉仕員研修会の開催
 - ③奉仕員への情報通信発行
 - ④各種研修会への派遣他
- (4) インターネット等利用による読書環境の整備促進
「サピエ図書館」への図書データ提供と利用者サポート
- (5) デイジー図書の利用促進
デイジー図書再生機の貸出と操作方法講習実施
- (6) 相談対応
図書利用の他、各種機器の使い方・視覚障害者福祉に関わる相談・問い合わせに対応
- (7) 利用者と奉仕者の集い
利用者と奉仕者の交流・情報交換と利用者ニーズを把握
- (8) 利用者への情報提供
「群馬点字図書館だより」の発行

(9) 県民への啓発活動

- ①点訳・音訳等の指導に職員を派遣
- ②視覚障害者福祉啓発イベントを開催

3 サービスを向上させるための取り組み等

(1) 県内視覚障害者関係機関及び施設による「まゆだまネット」の開催

視覚障害者へのより充実した支援を行うため、群馬県内の視覚障害者関係機関及び施設で組織した群馬県視覚障害者等支援ネットワーク「まゆだまネット」を定期的で開催し、利用者ニーズの把握と課題の共有化に努める。また、「まゆだまネットフェスタ」を年1回開催し、県民への啓蒙普及を図る。

(2) 視覚障害者以外の方への蔵書録音図書の貸出

視覚による表現の認識に障害のある者で視覚著作物をそのままでは利用することが困難な方に対して、音訳図書の利用促進を図る。

(3) 県内公立図書館との連携強化

公立図書館と連携を図り、視覚障害者への図書貸出等の利便を図る。

(4) 福祉関係機関・医療機関等への情報提供、連携

市町村福祉課、民生委員、MSW等の関係機関と県内眼科医院へ当館の情報を提供し、当館未登録者に情報が届くよう広報に取り組む。同時に「見えにくい」「見えづらい」ロービジョンの方への支援を積極的に行う。

4 重点項目

(1) 潜在的利用者の発掘

「見ること」に不安のある方が点字図書館の存在を知り利用できるよう、視覚に障害がある方のアクセスが予想される場所にリーフレット等広報用資料の設置を依頼する。

(2) デイジー図書の利用促進

再生機操作について引き続きサポートを行う。特に昨年、再生機の販売が後継機種に切り替わったことから、スムーズな移行のために操作講習会を開催する。また、従来のCD媒体だけでなくSDカードを活用により、より多くのタイトルを貸出することで「本との出会い」を創出する。

(3) 相談対応強化

幅広いニーズに対応するために、情報収集に努める。また、当事者目線の情報を定期的に発信することで、気軽に相談できる雰囲気作りを図り、ピアサポート体制の更なる促進を図る。

(4) 奉仕員の確保と講師の体制づくり

利用者からの資料作成依頼に即時に対応できるよう、奉仕員の確保に努めると共に、奉仕員の技術向上を目指した研修や講習会を開催する。

養成講座の講師等、技術指導のできる奉仕員を育成し、特定の奉仕員に過重負担がかからない支援体制づくりを行う。さらに、奉仕員の作業負担が軽減できる資料製作方法を模索する。

(5) 県内視覚障害者関係機関及び施設による「まゆだまネット」の充実

連携を新たな分野に活用し、更なるネットワークづくりを模索する。

(6) 法人中長期計画の取り組み

法人中長期計画を一人一人の職員に理解・浸透させるため周知を徹底する。それとともに、計画の各取り組みを具体化した積極的な事業運営を図る。